

日本学術会議 課題別委員会  
高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会（第23期・第3回）  
議事要旨

1. 日 時：平成26年12月26日（金）13:00～15:00
2. 場 所：日本学術会議 5-A (1)会議室
3. 出席者：今田委員長、柴田幹事、長谷川幹事、小澤委員、小野委員、岸本委員、斎藤委員、千木良委員、町村委員、（以上順不同）  
山田事務局次長、盛田参事官、衛藤上席学術調査員、寿楽学術調査員、佐藤専門職、熊谷専門職付
4. 配付資料：資料1 第2回議事要旨案  
資料2 提言「高レベル放射性廃棄物の保管と処分に関する政策について」（案）  
資料3 「科学技術的問題検討専門調査委員会」および「高レベル放射性廃棄物問題総合政策委員会」に関する検討課題（案）  
資料4 多層的な地域の意向への配慮  
資料5 リスク評価とリスク低減策の検討  
資料6 「最悪シナリオ」と暫定保管中に地層処分の地質環境調査・評価技術について進めるべき研究  
参考1 委員名簿

5. 議 事：

(1)前回議事要旨の確認

前回議事要旨案が確認され、すでにメールにて原案を回覧し、一部修正をいただいているところであるが、追加で修正すべき事項があれば申し出られたい旨、今田委員長より案内があった。

(2)提言についての審議

本日は、前回会合での審議内容を反映させた提言案改訂版の検討、続いて、独立委員会についての長谷川幹事、町村委員、小澤委員の検討案、さらに多層的な地域の意向への配慮についての小野委員の検討案、「最悪シナリオ」についての柴田幹事と千木良委員の検討案を審議することとした旨、今田委員長から議事進行の案内があった。

まず、前回会合での審議内容を反映させた提言案改訂版の内容について今田委員長より説明があった。

- 1「はじめに」ならびに2「提言取りまとめのための指針」は前回案の通りである。
- 3「暫定保管とは何か、中間貯蔵との違い」については前回の審議内容を反映した。
- 4「暫定保管に関する政策提言」のうち、(1)については山地副委員長担当分の文案をいただき次第、反映する予定で保留としてあるため、変更はない。
- 同(2)については、前回の現行から内容の重複等を省く意味で手を加えたが、論旨は変わっていない。地層処分の安全性については独立の「専門調査委員会」での検討に委ねる旨を確認している。その後の「最悪シナリオ」関係の部分については、柴田幹事、千木良委員から検討結果をいただいたので、その内容を反映した。この部分については両氏からご説明をいただきたい。

ここで、当該部分について柴田幹事から説明があった。

- 「最悪シナリオ」については、その様な言い方だと際限なく悪い条件を想定できてしまい、実質的な検討の意義が乏しいという指摘が前回審議で出された。そこで、今回は具体的にどのような条件についてリスク評価を行うべきかを検討した。具体的な条件については千木良委員の助言を全面的に取り入れている。
- 地層処分場が日本で実現できるのかは非常に重要な問題だ。日本国民の合意としてそれは

できないとなれば見通しが大きく変わってくる。

- まず、高レベル放射性廃棄物については自国内処分が原則であることを確認した。これは国際条約において高レベル放射性廃棄物の国際的な移動は制限されており、相手国の同意が必要であることからすると現実的には廃棄物の引き取りを他国に依頼するのは不可能と思われるからである。
- しかし、現時点で地層処分に踏み切るには科学的知見が不足しており、これは無理だと考えられる。他方で、超長期間の人間による保管も、その期間にわたって安全を担保することの困難さや管理負担を考えると現実には難しい。
- そこで、地層処分を行って埋設後の長期の安全性を確保することが日本の地質環境に鑑みて将来的には可能となるのかが問題になる。
- 千木良委員の助言によると、これまでの研究結果から活断層の分布は局在しているので、処分場立地地点選定の段階で回避可能であると思われる。ただし、あくまでも活断層が存在しない安定な地域から地点を選定することが重要だ。現状の処分場選定調査の考え方では不安定とは言えない地域であれば選定対象として調査を継続してよい、という考え方であるので、調査が進捗した段階で未知の断層が地下に存在することが判明し、それを活断層と見なすかどうかについて議論が紛糾する可能性がある。こうした事態は現下の原子力発電所における活断層存否問題と同様の混乱を来すことになるだろう。
- その上で重要になるのは、地質現象が地下水の流れに影響し、間接的に処分場の隔離性能を損ねる可能性の検討である。これについては、地下水は割れ目を通路とするので、それが少ないか、あるいは位置が確実にわかっているかによって影響評価が可能となる。

これについて、資料6に元となった文章が配布されていることが千木良委員から補足された。千木良委員に対して質疑応答があった。

- 結局のところ、活断層の存否や影響は把握できるということなのか、あるいはできないということなのか。
- 現状で地下における水の量が少ないことはまず確認すべき条件だ。しかし、長期間の間に大きな地震等の影響が重なれば、水の流れや量が大きく変化する可能性は否定できない。地熱の変化が水の流れに影響する場合もある。したがって、将来にわたって水の影響を予測できるとはいえない。
- 活断層については、これまで明確に活断層と見なされていなかった場所で地震が起きた事例も出ている。そこで、活断層がなさそうだと見えるところから選ぶことが最低限、必要だ。政府やNUMOの従来方針である、明らかに不適格だということは除外するというやり方では不十分である。最近政府の方針も変化しているようだが、いずれにせよ、積極的に安定していると評価できるところから選定していくというのが重要だ。
- 確認だが、鳥取県の地震のように、活断層が従来確認されていなかったがM7級の地震があったという事例があるが、そうした地域は事前に回避できるのか、できないのか。
- ありそうか、なさそうかはわかるので、そういう見通しを得た上で詳しく調べることで、少しでも確実度が上がると思う。
- 割れ目がない場所というのは日本国内で本当に選べるのか。幌延の深地層研究施設を視察したが、地下水の問題で難儀しているということであった。日本列島の中で地下水のない場所など本当に選べるのか。また、最悪シナリオという表現を用いないということの意味はわかるが、できるだけ安全側に立つべくリスク評価の際には極力厳しい条件を置くべきだ、ということは福島原発事故以降、一般的な理解ではないか。その趣旨を明瞭に反映できる表現はないか。
- 地下水のない場所はあると思う。確かに幌延は地下水も多いと聞くし、褶曲の存在もわかっている。幌延は適地だということでは試験をやっているとは理解していない。泥岩地層の代表選手という意味で研究対象にしている、一般性のあるデータをとるのが大切だ。瑞浪の施設は花崗岩の地層だが、適地ではないと思う。活断層ではないが、古い地層が立坑に沿っている。積極的に適地を見いだすという姿勢を明確にすることが重要だ。従来はその点が曖昧であったように思う。

- しかし、日本は至る所に河川や湖沼がある。地下水が流れていないような場所など本当にあるのか。具体的な地点として念頭に置かれている地点があるのか。
- これは私の印象だが、たとえば屋久島の花崗岩は大変割れ目の少ない良質な花崗岩だ。釜石の鉱山跡は旧動燃時代から研究が行われているが、割れ目は比較的ある方だ。地上に水があっても、割れ目が少なければ地下の水は移動しないので適しているという場合はあり得る。
- 以前に学術会議の会合で北上山地は適地だという指摘を聞いたことがあるが、いかがか。
- 私はあまり北上山地の地質には詳しくないが、確かに北上山地には古い地形面が広がっているし、割れ目がシールされてしまっているような場所がある。しかし、近傍で比較的大きな地震が多いという問題もある。地層処分に適しているかどうかは、それぞれの地域について詳しく研究している研究者の意見をよく聞くのが良い。具体的な場所の名前を出すことはタブー視されているが、もっと率直にそうした議論をするべきだ。また、地震、火山、地下水と個別にして評価してしまうと、それらが複合して地質環境に与える影響が十分に把握できない。

ここで、今田委員長より、「リスクへの対応」という部分について、他の委員も含めて意見を開陳されたい旨、呼びかけがあった。

- 今回の改訂案は社会的分科会で提起した「安全性最優先原則」という倫理的な原則を踏まえて書いていただいていると思うので、この方向で加筆していただければよいのではないか。
- 安全確保というのは自明、当然のことだ。しかし、それがゆえに安全神話づくりに関係者が汲々としたということもある。そう考えると、「安全シナリオ」といった表現も用いづらかった。そこで「最悪シナリオ」としている。
- 安全性最優先原則は当然のことではあるのだが、それを踏まえてどこまでありうるリスクを検討したのか、ということが問われると思う。しかし、例えばテロなどについては際限がない部分がある。どの程度のことまでをあり得るリスクとして想定したのか、ということが問われる。どこまで想定し、どこから先は想定しなかったかといったことを明示することが求められているのではないか。
- その点は「専門調査委員会」を立ち上げたときに何を検討していくのかということに関わる。そこで合意ができないと直ちに困難に直面する。どのようなステップで何を検討するのかということが合意できないと前にいけない。
- 現状では、「リスク評価とリスク低減策」について「専門調査委員会」が担うとされているが、ここに安全性最優先原則に則って検討する旨を加筆するというところでまずは対応したい。それ以上の対応については追って検討することとしたい。

続いて、今田委員長より提言案(3)「事業者の発生責任と地域間負担の公平性」について改訂案の説明があった。

- この部分は社会分科会からの提案を積極的に反映して改訂した。「責任倫理」と「公平原理」の2つが適用されるべき規範であるという言い方で、同分科会の指摘を取り入れた。
- また、前回の審議を踏まえ、国民の責務については、④節の第4段落において、従来から原子力利用に反対の立場を取ってきた人びとにも協力を呼びかける内容を加筆した。
- 次の⑤節では、地域の多層的な合意の必要性を意識した形で表現を加筆修正した。また、具体的な立地点選定に入る前に合意すべき「遵守すべき諸条件」についても、社会分科会の提案を5つの条件に整理した上で取り入れた。

これについて委員から意見があった。

- 事業者に対して発生責任という言い方をするのならば、国民に対しては原子力発電による電力を利用した受益責任という言い方でそれぞれが負うべき責任をまず整理した方がよいのではないか。それを前提とせずに協力的態度を取ることを要請するというのはやや厳しい内容に聞こえるのではないか。前回会合でも指摘したように、現時点では原則的な立場、すなわち現世代においては原子力発電所を建設し、利用し、受益したことの責任を自覚する必要が

ある、つまり現世代の責任を考える必要があるということでもまとめて整理していただけないか。協力的態度という言葉が受益者に対してのみ用いられていて、事業者の責任の記述と対応していない。

- その点については、前回審議で他の委員から責任の重みの差はあるものの、両者の責任を明確化して記述するべきとのコメントもあり、このように加筆修正した次第だ。文言は検討するが、今のご意見を踏まえて改めて整理したい。
- 原発以外の独立立地点、かつ配電地域内の1個所という整理はこれでよいと思うのだが、北海道の場合を考えると配電圏域と行政区画が一致しているのでこの原則は取り得ない。配慮をいただきたい。
- 北海道には支庁という単位がある。北海道の場合には当該支庁外、ということ注記することもありうるだろう。あるいは、原発立地地域外、とでも記述しておけば解決できるのではないか。

続いて、独立委員会のあり方について審議を行うこととなった。まず、長谷川委員から検討結果（資料3）の説明があった。

- 独立委員会の制度設計については、モデルとなる国内外、あるいは他分野の委員会の事例につきその存否を含めさらに調査する必要がある。
- また、委員会の任務をポジティブリスト、あるいはネガティブリストで整理することが必要だ。少なくとも、専門家集団内の合意形成をはかることが最大の任務であろう。
- 先ほど千木良委員から提起のあった論点について合意をはかるのがその具体的内容としてまず重要ではないかと思う。次には知見の蓄積が最終処分、地層処分に踏み切れる段階に達したかどうかを検討すること。その時期は30年とか50年先かもしれない。そうすると委員会もそれぐらいの期間存続することもあり得る。
- また、天変地異等によってある地点から別の地点への移管の必要性が提起された場合にその妥当性を検討することもあるだろう。
- あるいは、減容化等の技術の推移をフォローアップすることも任務となりうる。
- ただし、立地候補地が満たすべき条件について、議論の余地もありうるだろうが、具体的な地点の絞り込みには踏み込まないという整理が必要ではないか。また、候補地周辺への地域振興策などについても同様に専門調査委員会は踏み込まないことになるだろう。
- 暫定保管施設のモニタリング結果の報告を受け、監督を行うことも任務となりうるだろう。
- 委員会の位置づけについては独立性の高い政府の機関とすることについては各位もご異論はないだろう。しかし、その具体的な制度設計はいろいろな可能性がありうる。この委員会は国家行政組織法の定めに基づくいわゆる「三条委員会」もしくはそれに準ずるものとするべきであろう。その上で、所管官庁について4つの具体案を挙げた。内閣府、環境省、資源エネルギー庁、文科省の4つである。
- 他の三条委員会だと任期は3～5年、委員数は5～十数名程度とのことである。
- この委員会を設ける場合には、今回提案の「総合政策委員会」との所管業務等の整理が必要だ。また、原子力委員会については今般制度改革が行われて機能と陣容が縮小したようだが、それとの所掌業務等の整理が必要だ。原子力委員会の設置法には放射性廃棄物ということが書かれている。NUMOとの整理も必要であろう。これらの整理の上で、設置法を定めることが必要だ。
- 先ほども述べたように、当該委員会はかなりの長期間、例えば60年以上存続することも考えられる。暫定保管から最終処分への移管を見届けないと任務完了にはならないという考え方もあり得よう。どの時点で任務完了となるのかを検討する必要がある。
- 委員は11名程度とし、公募委員を3分の1程度とする。今回の提言は公募推薦制の導入を掲げているが、全委員を公募推薦によって選出すると、全員がステークホルダーの利害を背後に抱えて身動きが取れなくなる可能性があるからだ。自然科学者に加え、社会学者や法律家も必要だろう。なお、総合政策委員会とは任務が異なるが、組織原理的にはオーバーラップすることもありうるので、そのことを考えておくことが必要だ。
- どのようなステークホルダーや関連分野をカバーするべきかについては案を示したが、お知

恵をお借りしたい。

- なお、委員の任期は5年で非常勤としてはどうか。
- 公正中立性の担保については、原子力規制委員会設置法の定めが一つの参考になるだろう。
- 委員会の実働に当たっては事務局機能が重要なので、スタッフの役割についても要検討である。
- 日本学術会議の関与のあり方も要検討だ。学協会との関係も同様だ。推薦枠を設ける等がありうるだろう。
- 続いて、「総合政策委員会」についてだ。多くの論点は専門調査委員会と共通するだろうが、固有の論点もある。適地の選定や地域振興策の検討などがそれに当たるだろう。
- この委員会の任務は専門家集団内の合意形成を踏まえ、社会的合意形成をはかることであるが、そうすると、こちらの存続期間も専門調査委員会同様に長期化することが考えられる。
- 委員数は20名程度を想定している。公募委員の扱いやステークホルダーをカバーすべきである点は専門調査委員会と同様である。

ここで、本案検討に関わった小澤委員から、「個人的には専門調査委員会は文科省に設置、総合政策委員会は内閣府に設置するイメージを持っている。ただし、最終的に提言としてまとめるには、原子力委員会や原子力規制委員会との関係、NUMOとの関係をよく整理する必要があるだろう」との補足があった。

- 提言案本体では、詳細を書き込もうとするよりは、何を合意形成し、どのような組織形態にすべきかを明快に提言すれば良いと思う。その意味では、専門調査委員会の設置形態の案が4案というのはもう少し絞り込んでいただきたい。
- 一般の方が組織のイメージを持てるような内容が好ましい。あまり法的、行政的に専門的な検討は不要だと思う。
- 原子力委員会やNUMOとの機能の重複、整理というのは具体的にはどうなっているのか。
- 原子力委員会は放射性廃棄物問題に専従するように機能縮小したと理解している。NUMOはすでに地層処分の実施を任務としているわけだから、整理が必要だ。
- そうであれば、もっと検討して明快な整理が必要だと思う。
- 機能縮小した原子力委員会も再処理を含めたいろいろな政策に関与しているので、棲み分けの整理は必要だ。今回の答申のレベルでは不要なのかもしれないが、いずれきちんと所掌事務を調整する必要がある。
- それはそうだが、世の中ではすでに暫定保管と中間貯蔵が混同されたという話を聞いた。この提案も、すでに既存の組織で手当てしているではないか、などとすり替えられるのが一番怖い。きちんと整理して欲しい。
- 専門調査委員会を対象とする役割について暫定保管と地層処分が混同して書かれていないか。
- 両方を対象とすることになるだろう。まずは暫定保管、その後は地層処分ということになるのではないか。
- 別の部分の記述で、30年間を用いて合意形成、その後の20年間で地層処分の実現を目指すがあるので、そこと整合性をとるべきではないか。
- 前回の議論で、保管と処分の両方を対象とすると改めて整理したので、この委員会についても両方を扱うことになるということだ。
- この委員会が何の科学的、技術的問題を扱うのかが名称から読み取れないので混乱が生じるのかと思う。
- 確かに名称の工夫は必要かもしれない。
- 暫定保管と地層処分では地質環境等に関して取るべき考え方が異なる。適地選定、地域振興策を総合政策委員会の役割としているが、地層処分の場合には、安全確保のためには科学的見地から適した地域や条件をまず絞り込み、その上で具体的な地域を検討する必要がある。現状の役割の整理だとそのことと齟齬を来すのではないか。
- 確かに、暫定保管から最終処分に移行する際のリスク評価、適地評価、適地の選定は専門調査委員会で行うことになるだろう。そうすると総合政策委員会の固有の役割は何になるだろ

うか。そもそもの発想は、専門家集団内の合意形成と国民の合意形成の間の橋渡し役というイメージだ。そうなってくるともう1つの提案である「核のごみ国民会議」とイメージが重なってくるかもしれない。そちらに吸収するということもありうるか。

- 現状は3つの組織をつくるという三重構造になっている。もう少し整理した方がよいかもしれない。社会分科会の報告の案だと、専門家集団内の合意形成が先行し、それを受けて国民の合意形成となっていて、順序の前後があるようになっているが、実際には並行して行うべき内容もあるので、総合政策委員会の下部組織として専門調査委員会を置くというのもありうるかと思う。そうなれば、先ほど小澤委員から提案があったように両委員会を別の省庁に置くというのは難しいかもしれない。むしろ、総合政策委員会が国民会議も主催し、専門調査委員会も置いて全体の議論をリードするというイメージもあるかと思う。
- 原子力委員会の設置法を見ると、確かにそこに総合政策委員会を置くのは親和性があるように見える。委員も5名のうち2名が欠員になっている。過去には湯川秀樹博士のような人物も委員を務めている。ここをもう少ししっかりしてもらって、その上で総合政策委員会をここに置くというのはいかがか。専門調査委員会は日本学術会議に設けるのが妥当だろう。そうすれば両方とも内閣府のもとに置かれることになる。当然、予算を大幅に拡充することを要求する必要があるだろう。
- 原子力委員会の委員数は3名に減員する制度改革がなされたはずだが。
- しかし、Web サイトでは5名と記されている。
- 学術会議の中に置くというのは現実には難しいように思える。先ほどご提案のあったように委員の推薦程度に留めるべきではないか。
- 原子力委員会は制度改革を経つつあるが、とはいえ、長年、原子力政策を推進してきたいわば「総本山」だ。今回の提案では設置する委員会の中立性が重要なので、原子力委員会に設置することで特定の色がつくような社会的懸念を招くのではないか。

以上の審議を踏まえ、起草した3委員で検討いただきたい旨、今田委員長から要請があった。なお、この際に国民全体の議論、合意形成の重要性についての記述が薄れることのないよう留意されたい旨が今田委員長から述べられた。

続いて、多層的な地域の意向への配慮について審議することとなった。この際、現状の提言案では(3)「多層的な地域の意向への配慮」の内容が前節の2)ならびに3)と重複している点についても整理したい旨が今田委員長から提起された。これを受けて小野委員から検討結果(資料4)の説明があった。

- 委員長からご指摘のあった2)と3)の内容を具体化する意味で文案を用意した。したがって特に差し支えはないと思う。ただし、2)と3)に付されている例示は省き、その内容は(3)で述べるということにしたい。
- ナンバリングの関係で⑤とあるが、実際には今回の委員長案の(3)⑥の文案となるのが今回の文書の前半だ。前回の審議を踏まえて内容を加筆修正している。
- また、⑦の文案は3ページに記述した。なお、政治的責任を強調しすぎると、日本の場合には政治家の決定を受け入れろという論理に用いられる可能性があるため、この部分は推敲の余地があると考えている。

これについて質疑応答があった。

- 今のご説明からすると、トップダウンのプロセスである⑥が2ページ程度記述されているにもかかわらず、ボトムアップのプロセスである⑦が1段落程度にとどまっているのが気になる。今回の提言で言う「多層的な」という意味は中央レベルから次第に地方に、という意味ではないと思う。様々な層の検討の場が横に並ぶイメージを持っているが、いかがか。
- 候補地の決定を地域の自発的な申し出によるというのは現実的に不可能だと考えている。そのためにこうした上から下へのプロセスを段取りとして記述している。
- 多段階の意思決定というのが社会分科会の議論でもう一つ重要だったと思うが、その含意は

このようなトップダウンのプロセスを指しているわけではないと思う。そのため今回起草いただいたプロセスの扱いに苦慮している。多層的なプロセスとしてここに記述されている各層があるというのは理解するが、多段階のプロセスという提案とこのトップダウンのプロセスの矛盾を懸念する。

- 各段階を順番として記述しているためにこのようなかたちになっている。政治学者としての見解が強く出すぎているということもあるかもしれない。順番をつけずに、これら各層それぞれでの真摯な議論と合意形成が必要だという書き方に変更することは可能だろうし、異論もない。
- そのように対応いただけると有難い。現状だと国政レベルから下々にトップダウンで号令がかかるようなイメージを受けてしまう。プロセスの例示の部分の改訂をお願いしたい。
- プロセスという語を用いるのも止め、各層それぞれの議論というイメージを喚起するような記述に改めたい。なお、今回の改訂案では前回審議での委員長の例示に従い、それぞれの層の議論の場となるべき段階を例示しているが、それは差し支えないか。
- 気になっているのは、多層的ということの意味が、上から下という上下関係のある層だとは思っていないということに尽きる。
- 適地の大きさのイメージがつかないが、ある市町村が適地に該当するとして、その中でどこがよいかというのは科学的には決まらない事柄だ。市町村の中での合意形成、調整が必要だろう。そういう意味で多層的にならざるを得ないというのは理解できるが。
- 多層的という言葉がどうしても上下各層というイメージを想起させるが、これは単に地域の広がり単位がいろいろあるということを目指すのが本来だったと思う。上限関係、ウエイトの軽重はないということであれば結構だと思う。
- 社会分科会報告では多段階の意思決定という原則が明示されているが、今回の提言案では多段階の意思決定についての具体的な記述がない。そこで、この部分でその段階も書いてみたということに過ぎないことを理解されたい。
- ところで、負担の公平性の原則は具体的にどう実現するのか。貴文案では全国民の利益ということが強調されている。しかし、例えば福島原発事故由来の指定廃棄物の問題では、各県内でそれぞれきちんとした処分場を設けることは全県民的利益に叶うが、同時に立地点や合意形成の妥当性をめぐって論争化している。全国民の利益ということとを述べることで本当に合意形成が促進されるのだろうか。
- 政治とはその集団内の利害調整のメカニズムだ。負担の完全な公平性は現実には実現しない。ある地域には忌避施設が存在し、他にはないという事実は解消できないからだ。しかし、そのような負担を特定の地域にお願いしたということは確認される必要がある。また、その際に別な利益を引き替えにする等で特定の地域に受け入れを強要することはあってはならないことだ。そうした意味でこの部分を記述している。
- もしかすると、「多層的な」という表現自体を改める方がよいのかもしれない。「多様な地域の」等の表現も検討する必要があるかもしれない。「多層的」というと、どうしても積層構造を念頭にしてしまう。

本件についてはメールにて小野委員と今田委員長の間で調整を継続することとなった。

続いて、提言案(4)「将来世代への責任ある行動」⑧ならびに⑨について、前回提示した案に準ずる内容である旨、今田委員長から説明があった。また、(6)「おわりに」について、チェコでの最新の動向について事務局上席学術調査員から情報提供があったため、これについての言及を加え、日本も後れを取るわけにはいかない旨を強調したい旨が説明された。

- 再稼働の条件という部分について、電力会社が暫定保管の進め方を表明し、自治体が同意するという手続きがあるべきだと思う。そのことを明確に書くべきではないか。規制委員会は科学的安全を決めるだけだ。将来世代の負担の公平といった論点は、規制委員会はそもそも考えていない。そうであるにも関わらず、規制委員会の判断を以て再稼働を行おうというのは誤りだと思う。
- なお、4ページの「発電所の新安全基準」という記述について、表現が正確でないことに気づいたので、「発電所の場合」と改めていただきたい。

それらの部分も含め、改訂、加筆修正の提案があれば文案をメールにて提示されたい旨、今田委員長から要請があった。次回会合の日程を調整した結果、来年1月26日午後3時半から次回委員会会合を開催して改訂案を検討し、2月半ばの完成を期したい旨が案内された。以上で散会となった。

了